

福祉用具について

I 現状と課題

【制度の概要】

○ 福祉用具は、「要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるもの」としており、以下のものを対象種目として厚生労働大臣告示で定めている。

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

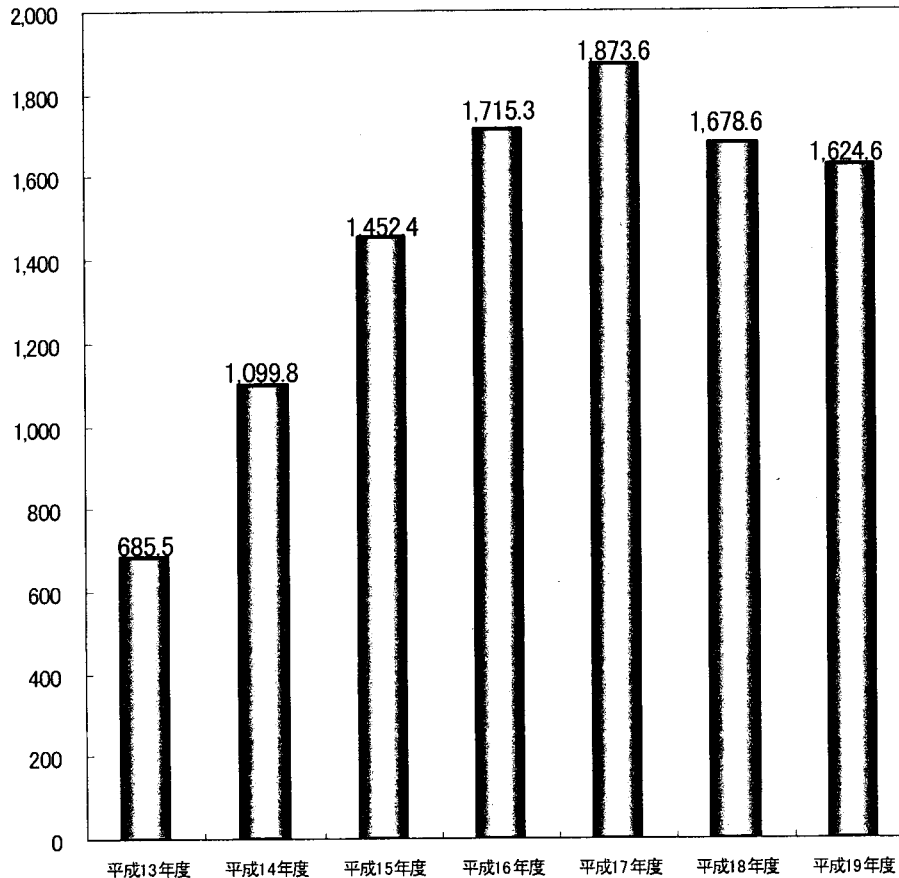
③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

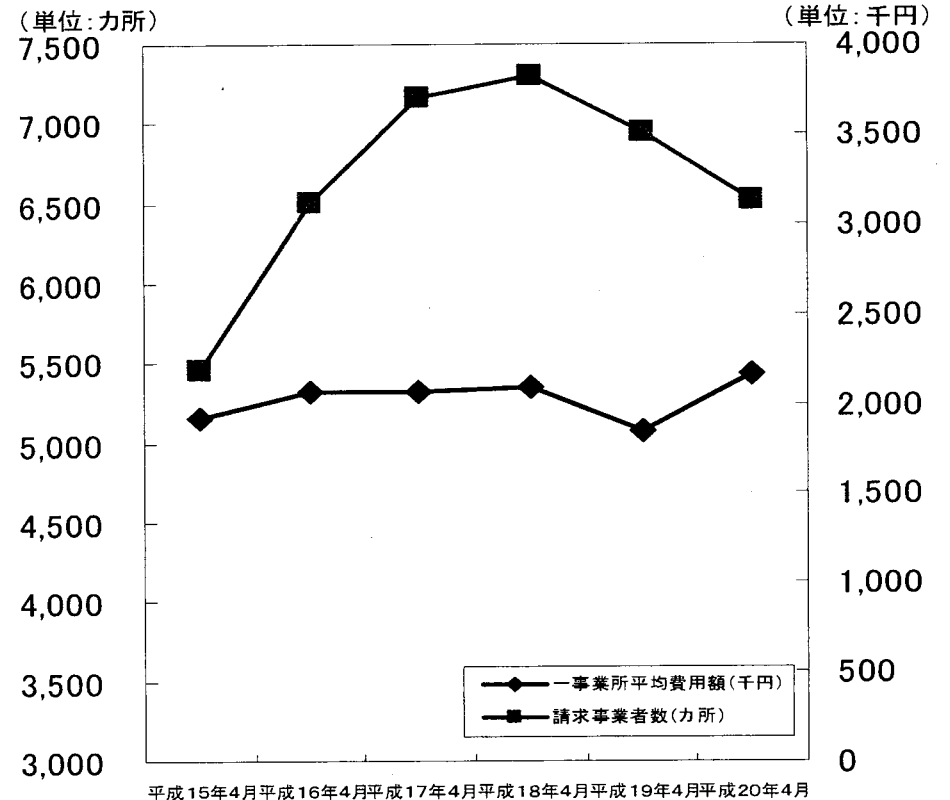
【福祉用具貸与の状況①】

- 福祉用具貸与費用額は、平成18年度以降減少している。
- 請求事業所数は、平成18年以降減少を続けている。
- 一事業所当たり費用額は、平成19年に減少したが、平成20年に増加しており、この要因としては、事業所数の減少により相対的に平均費用額が増加したためと考えられる。

(単位:億円) 福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)



福祉用具貸与事業所数(介護予防福祉用具貸与請求事業所数を含まず)及び1事業所当たり平均費用額の推移

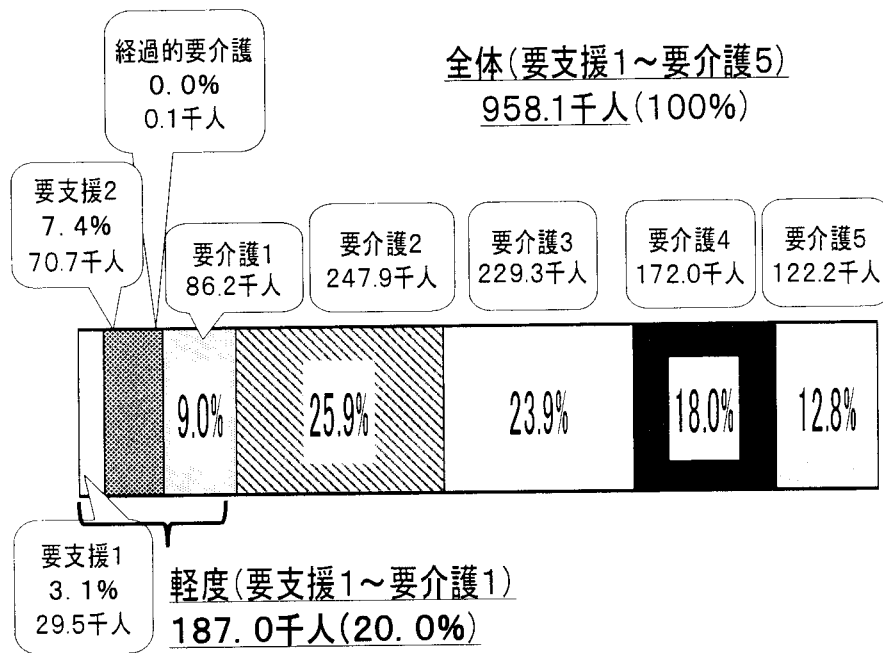


(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査」

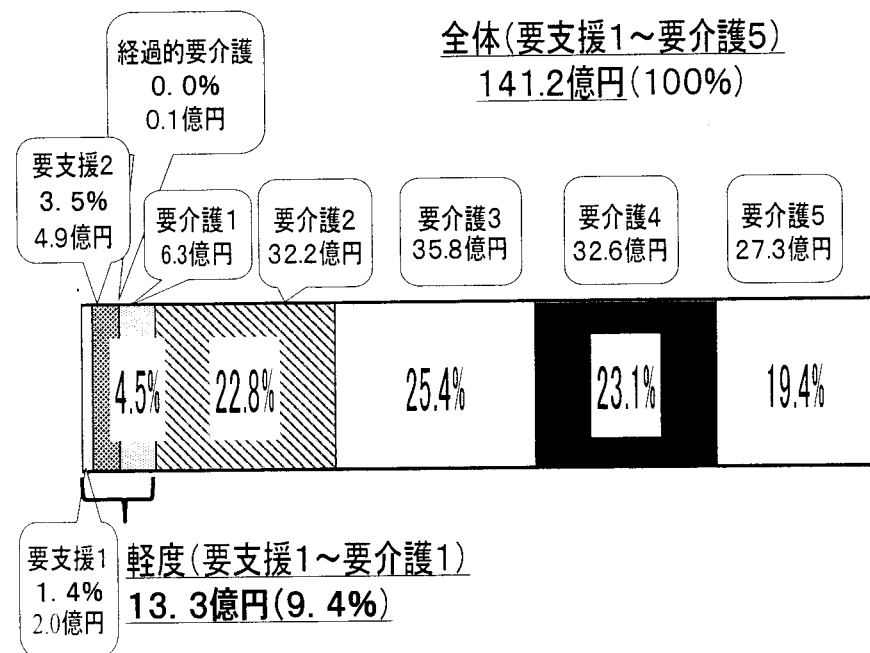
【福祉用具貸与の状況②】

○ 軽度者(要支援1～要介護1)の状況を見ると、受給者数は全体の20.0%となっており、費用額では9.4%となっている。

福祉用具貸与の要介護度別の受給者数(平成20年4月サービス分)



福祉用具貸与の要介護度別の費用額(平成20年4月サービス分)



(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査」

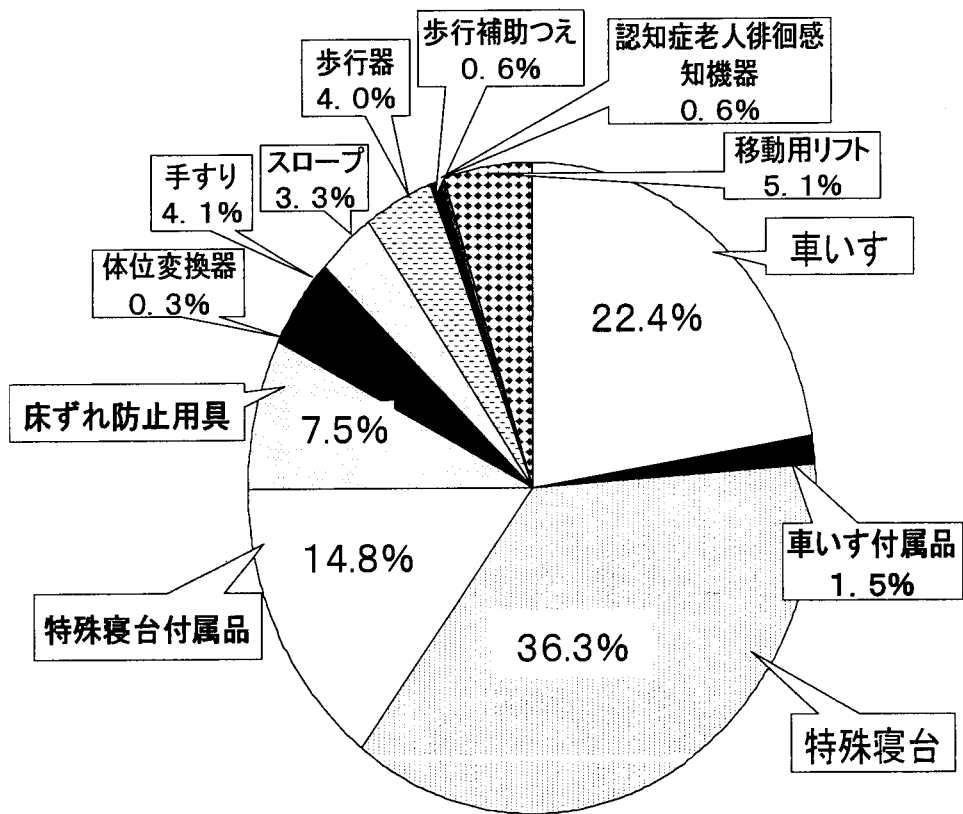
【福祉用具貸与の状況③】

○ 福祉用具貸与費のうち、車いす(付属品を含む)と特殊寝台(付属品を含む)で、75.0%を占めている。

○ 要介護度別の種目毎の利用割合を見ると、種目毎、要介護毎にそれぞれしめる割合が異なることが分かる。

福祉用具貸与の請求内訳(平成20年4月サービス分)

計: 141.8億円/月



福祉用具貸与の要介護度別の種目毎の利用割合(平成20年4月サービス分)

種目	要支援		経過的要介護	要介護					計
	1	2		1	2	3	4	5	
車いす	1.4%	3.4%	0.0%	5.3%	22.3%	27.2%	24.7%	15.8%	100.0%
車いす付属品	0.2%	0.9%	0.0%	2.2%	26.9%	28.6%	23.5%	17.8%	100.0%
特殊寝台	1.4%	3.3%	0.0%	4.0%	15.9%	22.5%	28.2%	24.7%	100.0%
特殊寝台付属品	0.2%	0.8%	0.0%	2.0%	25.6%	29.2%	25.1%	17.2%	100.0%
床ずれ防止用具	0.1%	0.2%	0.0%	0.7%	7.2%	14.4%	28.8%	48.7%	100.0%
体位変換器	0.0%	0.0%	-	0.0%	4.0%	8.7%	22.2%	65.9%	100.0%
手すり	4.9%	13.0%	0.0%	17.3%	27.3%	23.3%	11.6%	2.7%	100.0%
スロープ	0.3%	0.8%	-	2.0%	10.2%	24.4%	34.7%	27.7%	100.0%
歩行器	7.6%	18.2%	0.0%	18.2%	27.8%	18.8%	7.8%	1.6%	100.0%
歩行補助つえ	4.7%	13.8%	0.0%	15.7%	29.9%	23.7%	10.6%	1.7%	100.0%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	-	2.6%	15.8%	36.8%	34.2%	10.5%	100.0%
移動用リフト	0.4%	2.1%	0.0%	3.9%	24.1%	28.2%	24.5%	16.8%	100.0%

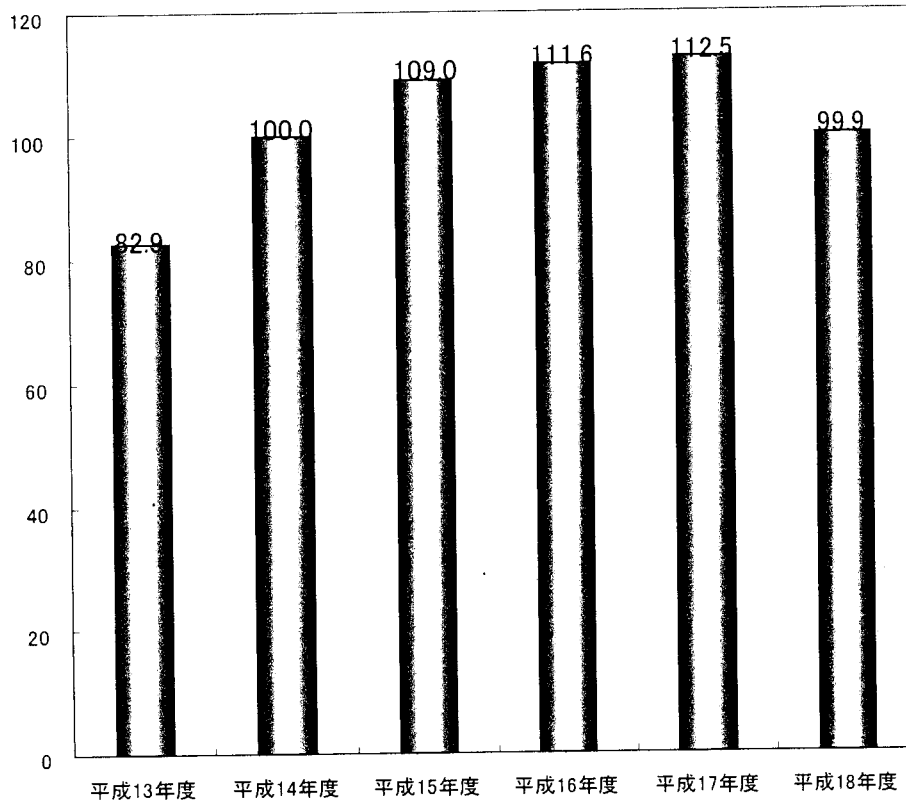
(出典)厚生労働省「介護給付費実態調査」

【特定福祉用具販売の状況】

- 福祉用具販売費は、平成18年度に減少に転じた。
- この要因としては、平成18年度の改正により、事業者指定制の導入によることが考えられる。

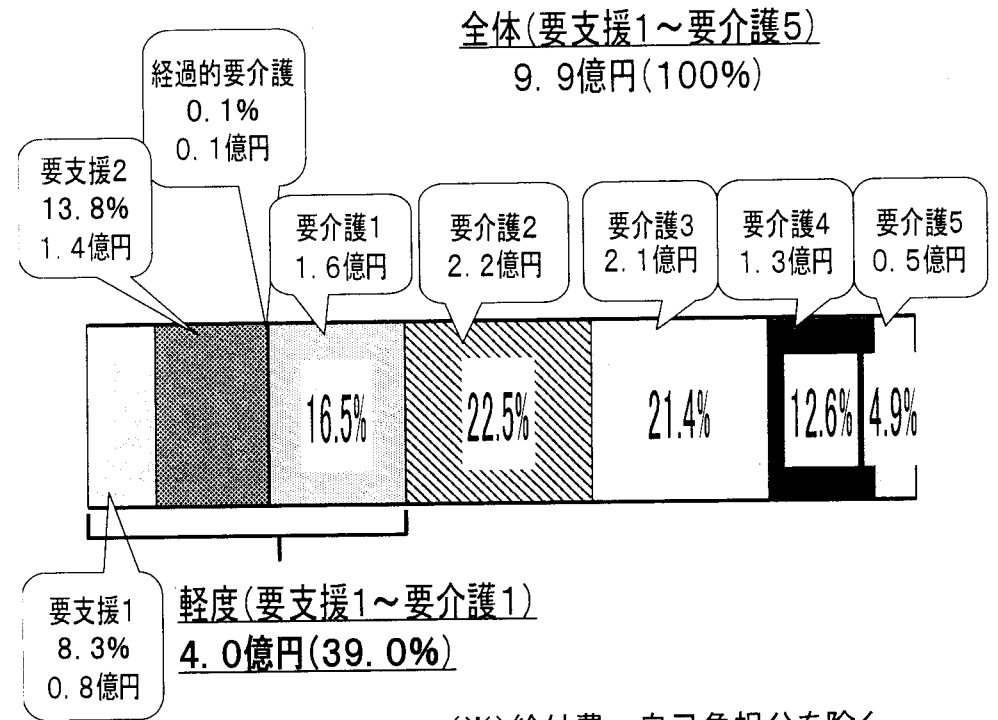
特定福祉用具販売の給付費(介護予防を含む)

(単位:億円)



(※)給付費=自己負担分を除く。

特定福祉用具販売の給付費(平成20年1月支出決定分)



(※)給付費=自己負担分を除く。

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」

【平成18年度の見直し及び平成19年度に見直しについて①】

- 福祉用具貸与は、平成18年度に、軽度者(要支援1～要介護1)について、状態像から見て利用の想定しづらい車いす、特殊寝台等の8種目を原則給付の対象外とする見直しを行った。
- しかし、福祉用具を必要とする状態であるにもかかわらず、利用出来ない者も存在したことから、平成19年度に一定の場合には給付対象となるよう、再度見直しを行った。

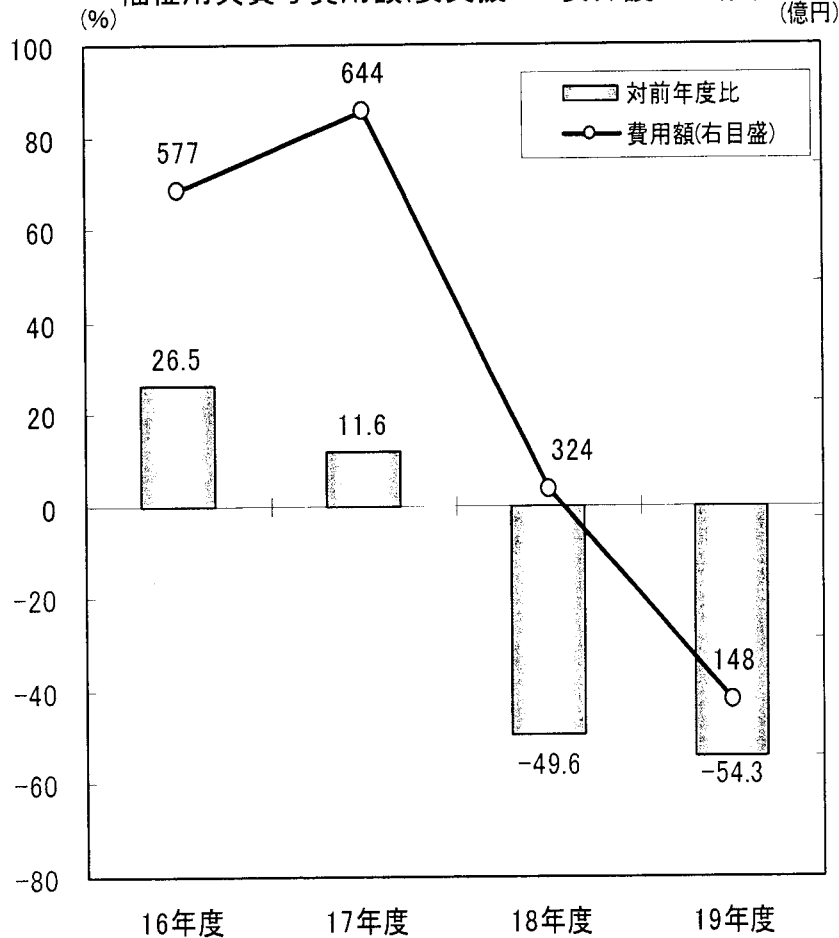
平成18年度及び19年度の見直し概要

平成18年度見直し (原則給付対象外とした種目)	平成19年度見直し (給付対象となる場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病その他の原因により、次のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1 日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等) 2 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化 等) 3 身体への重大な危険回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者(例:ぜんそく発作時等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等) ○ 福祉用具を必要とする状態であることが、①医師の判断、②ケアマネジメントでの判断、③市町村の確認の全ての手続きを経ていること。
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 	
<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症老人徘徊感知機器 	
<ul style="list-style-type: none"> ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) 	

【平成18年度の見直し及び平成19年度の一部見直しについて②】

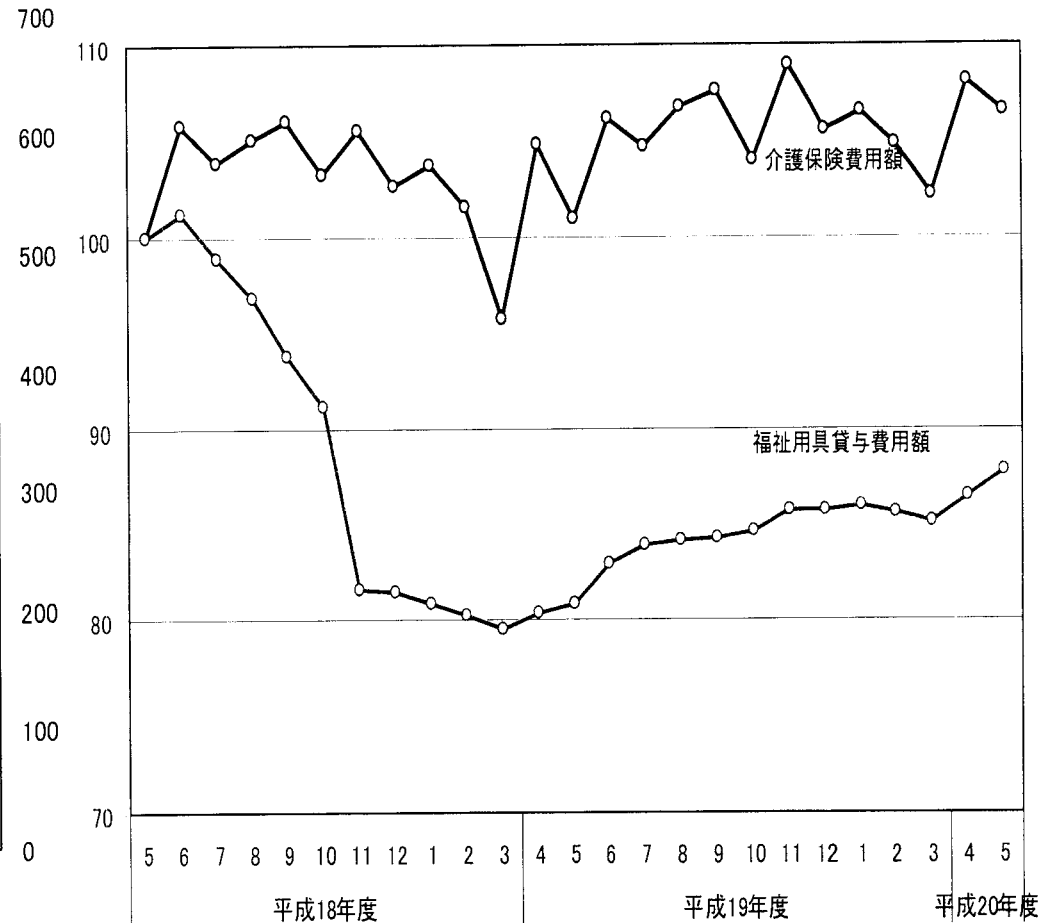
- 平成18年度の見直しに伴い、軽度者の福祉用具貸与費用額は、制度改正前の平成17年度と比較して、平成19年度で496億円(▲77%)減少した。
- この結果、平成18年4月を100として、介護保険給付全体と福祉用具貸与の推移を比較すると、保険給付全体は概ね100を超える一方、福祉用具貸与は90を下回る状況が継続している。

福祉用具貸与費用額(要支援1～要介護1)の推移



介護保険費用額と福祉用具貸与費用額の推移

(平成18年5月請求分=100)



【介護事業経営実態調査結果について】

- 収支差率は1.8%となっている。
- 収支差率は二局化している。
- 地域別に収支差率を見ると、都市部が高く、地方が低くなる傾向にある。
- 実利用者が多くなるほど、収支差率が高くなる傾向にある。

平成20年経営実態調査 福祉用具貸与(予防を含む)

	20年調査	
	千円	
1 介護料収入	2,789	
2 保険外の利用料	58	
3 補助金収入	1	
4 国庫補助金等特別積立金取崩額	0	
5 介護報酬査定減	-17	
6 その他	53	
7 給与費	1,432	49.6%
8 減価償却費	130	4.5%
9 その他	1,236	42.8%
10 うち委託費	285	9.9%
11 借入金補助金収入	0	
12 借入金利息	33	
13 本部費繰入	3	
14 収入	2,885	
15 支出	2,833	
16 差引	51	1.8%
17 事業所数	517	

※1 収入及び支出の額は国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた額

※2 比率は収入に対する割合(以下同じ)

18 平均実利用者数	205.2人
19 常勤換算職員数(常勤率)	3.3人 94.3%
20 福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)	2.4人 92.9%
福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率) 常勤換算1人当たり給与	
21 常勤	312,072円
22 非常勤	172,996円

23 利用者1人当たり収入	14,062円
24 利用者1人当たり支出	13,811円
25 常勤換算職員1人当たり給与	320,357円
26 福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与	302,245円

27 常勤換算職員1人当たり利用者数	62.1人
28 福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり利用者数	86.1人

○ 地域別の収支差の状況

	特市区	特用地区	甲地	乙地	その他
収支差率	8.3%	-20%	7.1%	2.9%	2.2%

○ 規模別の収支差の状況

	100人以下	101~200人	201~300人	301~400人	401~500人	501人以上
収支差率	-53%	102%	0%	30%	19%	15%

(出典)平成20年介護経営実態調査

Ⅱ 福祉用具貸与・購入に関するこれまでの指摘等の概要①

【社会保障審議会介護給付費分科会答申(平成18年1月26日)】

- 福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること。



○ 「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究」 ((財)テクノエイド協会(平成19年3月))

平成18年度、レンタル価格の分析、福祉用具貸与事業者等への実態調査等を行ったところ、主に以下の状況が見られた。(詳細資料別紙)

1 レンタル価格の分布

同一製品では、過大な価格差はみられないものの、非常に高額になるケース等(はずれ値)が一部存在。

はずれ値は、請求ミス、不当な請求も考えられるが、その理由の把握や必要に応じて指導の仕組みの検討が必要。

2 利用者調査の結果

事業所の選択に際し、利用者自らが複数の事業所ごとの価格を比較するケースは少なく、価格を考慮していない利用者も約半数存在。

3 福祉用具貸与事業者の損益及び費用構造

種目によって、概ね3～4年で購入価格を回収するものと、1年で回収できるようなものがあることが想定出来た。

4 事業者の価格に関する意識

貸与価格は、他社との比較ではなく、サービス内容や仕入れコストをもとに設定している事業所が多い。

5 介護給付費実態調査の分析結果

一部の種目の利用期間を見ると、製品によっては短期間で返却する場合と、長期間貸与を受ける場合の二極化が見られる。

「1 レンタル価格の分布」に係る状況について①

「介護保険における福祉用具貸与の実態調査に関する調査研究報告書」((財)テクノエイド協会)～抜粋～

○ レンタル価格の価格差の状況①(2. 3レンタル価格の価格差の状況、 2. 3. 1全国の状況)

福祉用具の種類毎に、給付額シェアのおおむね第3位までの商品について、シェア、価格(単位数)の分布、受給者別のレンタル価格(給付単位数)の十分位数(※1)を算出した。全国における主な福祉用具の種類における価格差(※2)の状況は以下のとおりである。

①車いす(抜粋)

図2-2 レンタル価格の分布 介助用車いす(00※※※-000※※A)

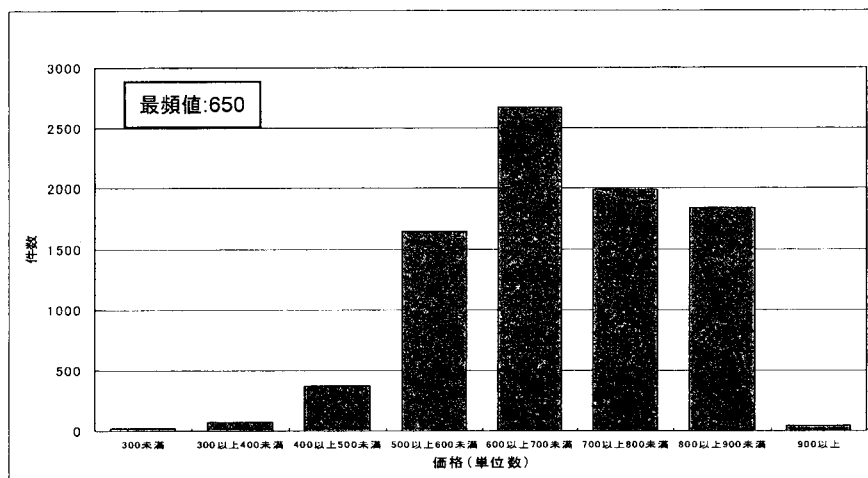


表2-2 レンタル価格の分散状況(車いす) (介助用車いす部分を抜粋)

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		平均	単位数			十分位分散係数
			単位数	件数		第1十分位	第5十分位	第9十分位	
介助用車いす	00※※※-000※※A	8,669	6.9%	6.3%	642	500	600	800	0.25
	00※※※-000※※B	7,739	6.2%	5.7%	586	540	600	600	0.05
	00※※※-000※※C	8,386	6.1%	6.1%	575	400	600	700	0.25

(※1) 受給者別のレンタル価格(給付単位数)を昇順に並び替え、件数を10等分したときの境界にあたる価格。レンタル価格(給付単位数)が安いほうから10%に位置する値を第1十分位、20%に位置する値を第2十分位、…、90%に位置する値を第9十分位、最大値を第10十分位と呼ぶ。

(※2) 価格差は、十分位分散係数として定義を行った。十分位分散係数とは、第9十分位と第1十分位の差を第5十分位(中央値)の2倍で除したもので、その値が小さいほど分布の広がり(分散)の程度が小さいことを示す。

○ はずれ値(高額)の考察とその改善方策

(2. 5レンタル価格の分布に対する考察 2.5.2 はずれ値の考察とその改善方策)

個別商品のレンタル価格について、最大値(第10十分位)に着目すると、平均値及び第9十分位と比較して、非常に高額になっているケースがある。

表2-26 レンタル価格の分散が多い例(高額)

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		平均	単位数	
			単位数	件数		第9十分位	第10十分位
介助用車いす	00※※※-000※※A	8669	6.9	6.3	642	800	3500
	00※※※-000※※B	7739	6.2	5.7	586	600	2029
	00※※※-000※※C	8386	6.1	6.1	575	700	4083

「1 レンタル価格の分布」に係る状況について②

「介護保険における福祉用具貸与の実態調査に関する調査研究報告書」((財)テクノエイド協会)～抜粋～

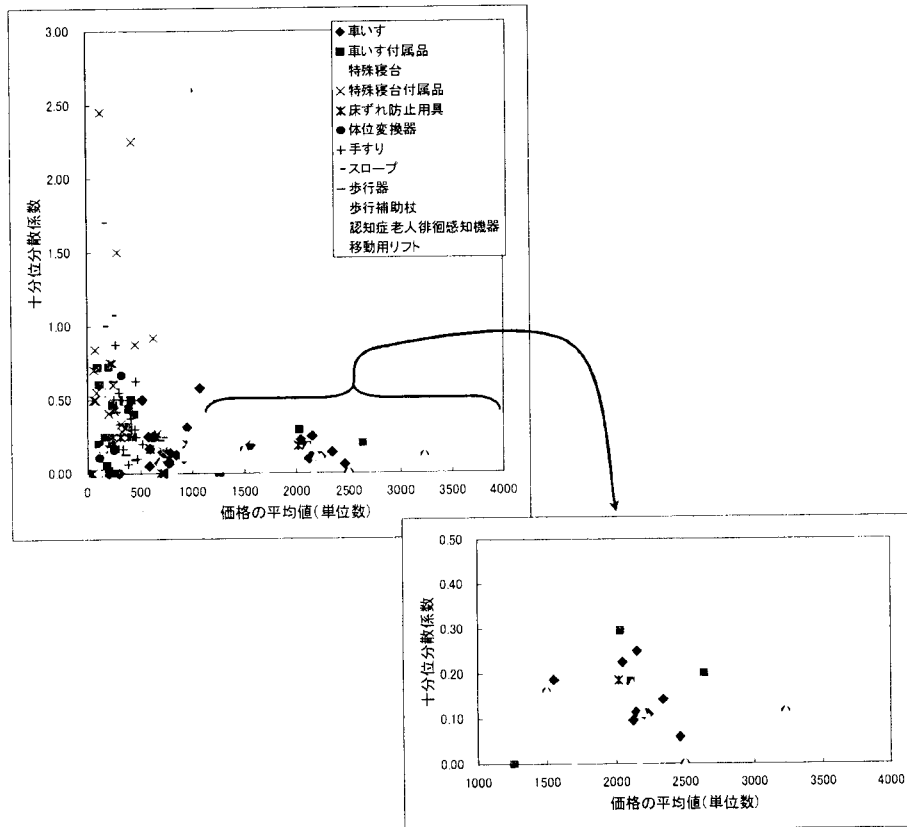
○ レンタル価格の価格差の状況②(2. 3レンタル価格の価格差の状況、2. 3. 1全国の状況)

全ての福祉用具の種類において、給付額シェアが上位3位までの商品のレンタル価格と価格差の関係を見ると、概ね以下のとおりであることがわかった。

平均単位数が1000単位を超える商品については、一部の低価格商品を除いて十分位分散係数は概ね0.3以内となっている。

レンタル価格が安い商品については十分位分散係数が大きく、1を超える商品も存在する。

図2-50 レンタル価格の分散状況図(福祉用具の種類別)

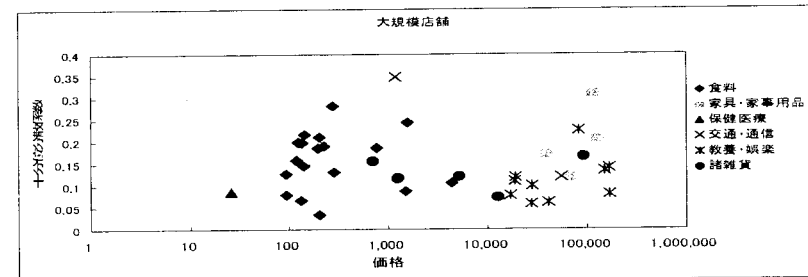


○ 他のサービス・モノとの比較(2. 4他のサービス・モノの価格との比較)

調査品目のうち、銘柄が指定されている品目について、価格差(十分位分散係数)を見ると、店舗の規模によらず、概ね、0.3以内となっている。

例えば、1000単位(自己負担額1000円)以上の福祉用具貸与の価格と比較すれば、福祉用具貸与の方が若干価格差が大きいと思われるが、過大ではない(※)と考えられる。

図2-55 他のサービス・モノの価格の分散状況図(大規模店舗)



(※)「市場で販売されている一般的なモノの価格とすれば」ということであり、基本的に全国一律の価格になっている他の介護保険サービスと比較してということであり、基本的に全国一律の価格になっている他の介護保険サービスと比較して十分くらい分散係数が0.3(以上)の価格差があることには留意が必要。

○ 福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会の設置

前述の調査結果等を踏まえ、介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うため、平成19年9月から「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」を設置し検討を行っているところ。(座長:田中滋(慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授))

○ 検討状況

・第1回:平成19年9月3日(月)

議題:福祉用具の保険給付の在り方に関する課題の整理・明確化とその改善のための論点について

・第2回:平成19年10月22日(月)

議題:福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点について

・第3回:平成19年11月22日(木)

議題:これまでの論点整理について

【福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会における議論の状況①】

- 前述の調査研究結果に基づき、以下のとおり課題を分類し、整理の上、御議論頂いているところである。

- 論点1(価格差ではなく、記入ミスや不正請求と推測される外れ値が存在しているではないか)
- 論点2(利用者は適切な情報を得た上で選択を行っているか、市場原理が働いていないのではないか)について
「当面の課題に対する論点整理(案)」(以下、「論点整理という。’)として提示の上議論頂き、概ね合意が得られたところである。

○ 論点整理に基づく主な議論の状況

1. 福祉用具の情報提供に関する事項

①いわゆる「外れ値」への対応について

- ・外れ値が存在していることは不適切。何らかの対応が必要。
- ・都道府県等が事業者に対して適切な意見を述べる等の指導等を行い、適正化を図るべき。
- ・要因等を保険者等が把握すれば良いのではないか。
- ・都道府県等は国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、外れ値の実態と要因を調査し、公表すべき。
- ・公表する場合、利用者やケアマネジャーへ情報が提供できる仕組みが必要。

②情報提供の方法について

- ・利用者の選択には、価格、機能、サービス内容の情報が提供される必要がある。
- ・利用者が判断することを基本とすべき。
- ・国保連合会介護給付適正化システムを活用し、事業所毎の貸与価格等を利用者等へ通知する等の情報提供システムの構築が必要。
- ・利用者等が、当該価格が都道府県内等との比較が出来ることが必要。
- ・ケアマネジャー等には、福祉用具の貸与価格について理解し、利用者にもその情報が効果的に活用させるよう、援助する役割が重要。

○ 論点3(平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される福祉用具種目は、貸与という給付方式に馴染まないのではないか)について

「当面の課題に対する論点整理(案)」として提示の上議論頂いたが、基本的な方向性等についてさまざまな議論を頂き、意見集約が難しい状況である。そのため、今後とも調査研究の上、議論を継続することが必要である。

○ 論点整理に基づく主な議論の状況

2. サービスの適正化・効率化に関する事項

②給付方法の適正化について

- ・貸与種目には、メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものが含まれているため、必要以上の給付費が費やされているのではないか。
- ・軽度者からの利用が多く、結果的に長期間の利用となるものや、選定がきちんと行われたもの、比較的安価なものは貸与から販売としてはいいのではないか。

【主な議論】

- 歩行補助つえ、歩行器、手すりなどは購入種目へ移行してよいのではないか。
- 加齢に伴う心身の状態に応じたサービスを提供する介護保険制度の原則に則り貸与を基本としている制度の根本論について検討が必要。
- 身体状況の変化への対応、安全性の確保のため、貸与方式を維持すべき。
- 見直すのであれば、販売価格と貸与価格の実態を把握し、その上で対応を行うべき。
- 安価なものは販売ではなく、貸与、販売種目の選択制にできるようにすべき。
- ・販売においても、適切な選定、試用、メンテナンス等の体制を担保するとともに、責任の所在を明確化すべき。
- ・販売においても、利用者の不注意な使用や、保守点検の不備による事故の発生を防ぐため、安全性を担保する必要があるのではないか。
- ・貸与種目から販売種目へとする場合には、一定の経過措置期間の設定が必要ではないか。

- 論点4(現に貸与に要した費用の中に不明瞭なコストが存在しているのではないか、提供するサービスに対する価格は適切かどうか、人的サービス、物的サービス両方を分ける必要があるのではないか、サービスの質の内容は確保されているか)について

「当面の課題に対する論点整理(案)」としてアセスメント、モニタリング等の一部につき議論頂いたが、具体的な手法については、合意が得られておらず、検討が必要な状況。また、医療サービス、施設等の関係機関との連携や、福祉用具専門相談員等の質の向上等、関連する問題も多いことから、今後とも調査研究の上、検討を行うことが必要。

○ 論点整理に基づく主な議論の状況

2. サービスの適正化・効率化に関する事項

① サービスの質の向上について

- ・導入時のアセスメント、利用者の状態像を考慮したマネジメントが必要
- ・貸与事業者は、居宅サービス計画を踏まえたサービスの実施、定期的な使用状況の確認が必要。

【主な議論】

- 居宅サービス計画の目標を踏まえ、連携すれば良いのではないか。
- 福祉用具貸与でもPDCAが行えるよう、個別サービス計画が必要ではないか。
- ・モニタリングを活用し、正しい利用や安全性を確保すべき。
- ・福祉用具専門相談員のモニタリングの際のチェック基準を明確化すべき。
- ・メーカーもチェック基準を公表し、当該基準をメーカーへフィードバックする等の対応が必要。
- ・福祉用具の提供には、ケアマネジメントとともに、OT・PT等の専門職との連携、更生相談所等のバックアップシステムを利用してはどうか。

- 論点5(利用者の状態像の予後に応じた給付が行われていないのではないか)等について
様々な議論を頂いているが、具体的な対応方針等については議論出来ていないところ。今後とも調査研究の上、議論を継続していくことが必要。

【福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会における議論の状況②】

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」に係る意見

社団法人日本福祉用具供給協会 (H19. 10. 22)

4. 3種目(歩行器、杖、手すり)の貸与方式の見直し

これらの移動機器に関しては軽度者・中重度者を含めいずれも正に身体状況への対応が必要とされる用具です。従って、身体状況への対応等を配慮するとレンタル方式が望ましいと考えます。

「要望書」

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)(H19. 11. 22)

1. 利用者の安全性の確保について

日本福祉用具・生活支援用具協会では、福祉用具の安全性を確保するためには福祉用具の製造にあたって安全な製品を製造するだけでなく、それが利用者の手へ渡ってからも保守点検等のメンテナンスによる安全性の確保が重要と考えております。現在の介護保険制度における貸与販売いずれにおいても取扱変更の際には、その点を留意していただきますよう、要望いたします。

～以下略～

2. 身体状況の変化への対応について

手すり、歩行器、歩行補助つえについては、利用者の身体状況の変化により、設置場所や用具の交換が必要になります。また、スロープにつきましても、介助者の身体状況の変化や使用する車椅子の機種変更によりスロープを交換する必要があります。

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」への意見

福祉用具国民会議 実行委員会 (H19. 11. 15)

1. 介護保険制度における福祉用具は、利用者の状態像や環境の変化に対応するために、レンタルが原則となった経緯がある。この考え方は利用者が常にフィットする用具を使用できるという点で画期的なものであると考える。レンタルの基本は、利用者への適合性を確保するという視点であり、価格の視点ではないことをあらためて認識いただき、「購入」は例外的な対応との基本を維持していただきたい。

8. 福祉用具貸与の仕組みを変更する場合には、施行後の貸与・販売(購入)・住宅改修のサービス状況を検証していただきたい。現行制度の優位点や課題を明らかにする検証作業をおこなった上で制度変更を行っていただきたい。

Ⅱ 福祉用具貸与・購入に関するこれまでの指摘等の概要②

「平成21年度介護報酬改定に関する意見書」

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)(H20. 9. 18)

- 福祉用具については、製品そのものの安全性確保はもちろん重要であるが、利用者の手に渡ってからの保守点検等メンテナンスによる安全性の確保も極めて重要だと考えており、このため、関係者への教育、啓発に更に努めていただきたい。

「社会保障審議会介護給付費分科会ヒヤリングに係る要望等協会の概要」

社団法人日本福祉用具供給協会 (H20. 9. 18)

- 介護保険対象種目の見直し及び介護マンパワーの代替としての有効活用を要望致します。

＜理由＞

在宅介護を促進する上でも、現在の貸与種目では足りないのではないかと考えられます。今後、老々介護が多くなり他人の援助が難しくなると、なお更種々な福祉用具が必要になってきます。

また、介護マンパワーの確保が深刻な問題になってきているので、マンパワー確保の代替として福祉用具の活用を図ることにより、介護費全体の削減効果につながります。

- サービスの質の向上を担保するため、福祉用具専門相談員の質の向上等に対する支援を要望致します。

- 新たな資格制度の創設
- モニタリングの在り方を運営基準に明記すること等

Ⅲ 福祉用具貸与の保険給付についての対応案

- 福祉用具貸与費用の適正化を図るため、介護報酬改定に伴うシステム改修の際に次の措置を講じ、都道府県、市町村等における対策の推進を支援する。
 - ・ 都道府県及び市町村が、国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、製品毎等の貸与価格の分布状況を把握、分析し、公表することを可能とする。
 - ・ 市町村が利用者へ送付する介護給付費通知において、現に要している福祉用具貸与の価格情報に加え、同一製品の価格幅や価格幅以外であるもの等を通知することを可能とする。
- 福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等の保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、福祉用具貸与事業所による訪問、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行うとともに、その状況を踏まえつつ、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、引きつづき議論・検討を行う。